

修正箇所 新旧対照表（令和8年6月公表） R8.6.8 時点

文書	ページ		章・番号等	項目	旧	新
	旧	新				
実施方針	全体	全体		実施方針中にある宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託を意味するもの	<u>本事業</u>	<u>本業務</u>
実施方針	2	2	第1章1.4		ケ <u>量水器（メーター）管理業務</u>	ケ <u>量水器（メーター）調達・交換・管理業務</u>
実施方針	2	2	第1章1.4		(7) 改築工事業務 ア <u>改築計画業務</u> イ 改築工事業務 ウ その他業務	(7) 改築工事業務 ア 改築工事業務 イ その他業務
実施方針	3	3	第2章2.1(1)	用語の定義	受託者：委託者と本業務の委託契約を締結し、本業務を遂行する <u>単独企業又は共同企業体</u> をいう。	受託者：委託者と本業務の委託契約を締結し、本業務を遂行する <u>特別目的会社（SPC）</u> をいう。
実施方針	3	3	第2章2.1(1)	用語の定義	<u>共同企業体：応募グループとして応募した複数の企業等が共同で受託する事業組織体をいう。</u>	<u>【削る】</u>
実施方針	3	3	第2章2.1(2)	応募事業者の構成等	キ 応募企業又は応募グループの構成企業は、重複して他の応募企業又は他の応募グループの協力企業となることはできない。重複	キ 応募企業又は応募グループの構成企業は、重複して他の応募企業又は他の応募グループの協力企業となることはできない。

				して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が構成企業となっている応募グループの応募は無効とする。なお、協力企業となる組織の <u>構成員</u> となる場合も同様とする	重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が構成企業となっている応募グループの応募は無効とする。なお、協力企業となる組織の <u>組合員</u> となる場合も同様とする
実施方針	4	4	第2章2.1(3)ク	<u>【新設】</u>	なお、事業者選定支援業務支援受託者とは以下のとおりである。 (宇城市ウォーターPPP導入可能性業務委託) ・株式会社日水コン (宇城市ウォーターPPP実施方針策定業務委託及び宇城市ウォーターPPP発注支援業務委託) ・アジア航測株式会社 ・鈴木法律事務所
実施方針	4	4	第2章2.1(3)ケ	本業務の <u>事業者選定委員</u> が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。	本業務の <u>宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託事業者選定委員会（後述する2.2の委員会と同じ）の委員</u> が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。
実施方針	4	5	第2章2.1(4)各企業の応募資格要件	イ 改築業務の設計を担う者は、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道、下水道）の資格を有する者が1名以上在籍していること。「改築業務」の工事を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木一式工事及び建築	イ 改築業務の設計を担う者は、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道、下水道）の資格を有する者が1名以上在籍していること。「改築業務」の工事を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木一式工事及び建築

				一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事及び電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、複数企業の場合は当該企業全体で上記の要件を満たすこと。	一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事及び電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、複数企業 <u>(協力企業を含む)</u> の場合は当該企業全体で上記の要件を満たすこと。
実施方針	6	6	第2章2.2 (4)	事業開始までのスケジュール (予定)	本業務の事業開始までのスケジュールは、 <u>以下の日程で行う。</u>
実施方針	6	6	第2章2.2 (4)	事業開始までのスケジュール (予定)	<u>【削除】</u>
実施方針	8	8	第4章4.4	モニタリング	委託者は、受託者が <u>契約提供する業務内容の確認及び財務状況の把握等を目的に</u> モニタリングを行う。
実施方針	9	9	第4章4.5	保険	<u>【新設】</u> 4. 5 保険 受託者は、その他に本事業の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については市の確認を得るものとする。受託者が付保すべき保険については、要求水準書に示す。
実施方針	10	10	第5章5.3	実施方針の変更	実施方針は、公表後に事業者から受付けた意見等を踏まえ、その内容の変更を行うことが <u>実施方針、募集要項、事業者選定基準、要求水準書、提出書類作成要領及び様式集</u> は、公

				ある。変更を行った場合は、委託者のホームページ等を通じて公表する。	表後に事業者から受付けた意見等を踏まえ、その内容の変更を行うことがある。変更を行った場合は、委託者のホームページ等を通じて公表する。
募集要項	全体	全体		募集要項中にある宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託を意味するもの	<u>本事業</u>
募集要項		目次	第1章1.2		<u>【新設】</u>
募集要項	目次	目次	第1章1.2		<u>(3) 対象業務</u>
募集要項	目次	目次	第2章2.3		(5) 現地確認
募集要項		1	第1章1.2		<u>【新設】</u> <u>(3) 本業務の対象施設と概要</u> <u>本業務の対象となる施設は以下のとおり。</u> <u>ア 水道事業</u> <u>(ア) 水源施設</u> <u>・取水・導水施設：34施設</u> <u>・浄水・送水施設：17施設</u> <u>・配水施設：39施設</u> <u>(イ) 水道管路（基幹管路）</u> <u>・管路：606.5km</u> <u>イ 公共下水道事業</u> <u>(ア) 処理場施設</u>

					<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>処理場 1 箇所</u> <u>(イ) 下水道管路</u> ・ <u>汚水管路：224.00 km</u> ・ <u>汚水マンホールポンプ場：35 箇所</u> <u>ウ 農業集落排水処理施設</u> <u>(ア) 処理施設</u> ・ <u>処理施設 6 箇所</u> <u>(イ) 管路</u> ・ <u>管路：80.1 km</u> ・ <u>マンホールポンプ：88 箇所</u> <u>エ 雨水ポンプ場等</u> <u>(ア) 雨水ポンプ場</u> ・ <u>雨水ポンプ場：高良雨水ポンプ場 1 箇所</u> ・ <u>仮設ポンプ場：大野仮設ポンプ場 1 箇所、</u> <u>曲野仮設ポンプ場 1 箇所</u> <u>(イ) 管路</u> ・ <u>管路：80.1 km</u> ・ <u>マンホールポンプ：88 箇所</u>
募集要項	1	2	第1章1.2	<u>(3) 対象業務</u>	<u>(4) 対象業務</u>
募集要項	2	3	第1章1.2	<u>(ケ) 量水器（メーター）管理業務</u>	<u>(ケ) 量水器（メーター）調達・交換・管理業務</u>
募集要項	2	3	第1章1.2	<ul style="list-style-type: none"> キ 改築工事業務 <u>(ア) 改築計画業務</u> <u>(イ) 改築工事業務</u> <u>(ウ) その他業務</u> 	<ul style="list-style-type: none"> キ 改築工事業務 <u>(ア) 改築工事業務</u> <u>(イ) その他業務</u>

募集要項		3	第1章1.2		<u>【新設】</u>	<u>(5) 事業の範囲</u>
募集要項		3	第1章1.2		<u>【新設】</u>	<u>表</u>
募集要項	4	7	第1章1.8 (3)	支払い条件	委託者は、「上下水道事業官民連携包括業務委託契約書」に従い、履行する業務等に対し、その対価を受託者に支払う。	委託者は、「 <u>宇城市</u> 上下水道事業官民連携包括業務委託契約書」に従い、履行する業務等に対し、その対価を受託者に支払う。
募集要項	4	7	第1章1.8 (4)	物価変動への対応	経済情勢の著しい変化等により、本事業の実施に要する費用に大幅な変動が生じた場合は、スライド条項を適用し、委託料の改定を行うことができる。なお、スライドの適用基準、対象費目、算出方法等の具体的な内容は、本事業の「 <u>事業契約書（案）</u> 」において別途定める。	経済情勢の著しい変化等により、本事業の実施に要する費用に大幅な変動が生じた場合は、スライド条項を適用し、委託料の改定を行うことができる。なお、スライドの適用基準、対象費目、算出方法等の具体的な内容は、本事業の「 <u>宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託契約書</u> 」において別途定める。
募集要項	4	7	第2章2.1(1)	用語の定義	受託者：委託者と本業務の委託契約を締結し、本業務を遂行する <u>単独企業又は共同企業体</u> をいう。	受託者：委託者と本業務の委託契約を締結し、本業務を遂行する <u>特別目的会社（SPC）</u> をいう。
募集要項	4	7	第2章2.1(1)	用語の定義	<u>共同企業体：応募グループとして応募した複数の企業等が共同で受託する事業組織体をいう。</u>	<u>【削る】</u>
募集要項	5	8	第2章2.1(2)	応募事業者の構成等	キ 応募企業又は応募グループの構成企業は、重複して他の応募企業又は他の応募グループの協力企業となることはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が構成企業となっている応募グループの応募は無効とす	キ 応募企業又は応募グループの構成企業は、重複して他の応募企業又は他の応募グループの協力企業となることはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が構成企業となっている応募グループの応募は無効とす

					る。なお、協力企業となる組織の <u>構成員</u> となる場合も同様とする	る。なお、協力企業となる組織の <u>組合員</u> となる場合も同様とする
募集要項	5	8	第2章2.1(3) ク		<u>【新設】</u>	<p>なお、事業者選定支援業務支援受託者とは以下のとおりである。</p> <p>(宇城市ウォーターPPP導入可能性業務委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社日水コン (宇城市ウォーターPPP実施方針策定業務委託及び宇城市ウォーターPPP発注支援業務委託) ・アジア航測株式会社 ・鈴木法律事務所
募集要項	5	6	第2章2.1(3) ケ		本業務の <u>事業者選定委員</u> が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。	本業務の <u>宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託事業者選定委員会(後述する2.2の委員会と同じ)の委員</u> が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。
募集要項	6	9	第2章2.1(4)	各企業の応募 資格要件	イ 改築業務の設計を担う者は、技術士(上下水道部門の水道及び工業用水道、下水道)の資格を有する者が1名以上在籍していること。「改築業務」の工事を担う者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、土木一式工事及び建築一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事及び電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、複数企業の場合は当該企	イ 改築業務の設計を担う者は、技術士(上下水道部門の水道及び工業用水道、下水道)の資格を有する者が1名以上在籍していること。「改築業務」の工事を担う者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、土木一式工事及び建築一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事及び電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、複数企業(<u>協力企業を含む</u>)

					業全体で上記の要件を満たすこと。	<u>む</u>)の場合は当該企業全体で上記の要件を満たすこと。
募集要項	7	10	第2章2.2	事業開始までのスケジュール(予定)	現地確認・資料閲覧 令和8年6月12日から <u>令和8年6月26日まで</u>	現地確認・資料閲覧 令和8年6月12日から <u>令和8年8月28日まで</u>
募集要項	7	10	第2章2.2	事業開始までのスケジュール(予定)	<u>【新設】</u>	競争的対話(応募事業者対象) 令和8年7月20日から令和8年8月3日まで
募集要項	7	10	第2章2.2	事業開始までのスケジュール(予定)	プレゼンテーション及びヒアリング、審査 令和8年9月 <u>11日</u>	プレゼンテーション及びヒアリング、審査 令和8年9月 <u>24日</u>
募集要項	7	10	第2章2.2	事業開始までのスケジュール(予定)	優先交渉権者選定、通知 令和8年9月 <u>中旬</u>	優先交渉権者選定、通知 令和8年9月 <u>下旬</u>
募集要項	8	11	第2章2.3(4)	応募資格確認審査結果の通知	応募資格確認審査の結果は、委託者から応募企業に対して、令和8年7月3日までにメールにより応募資格確認審査結果通知書を通知する。	応募資格確認審査の結果は、委託者から応募企業 <u>及び代表企業</u> に対して、令和8年7月3日までにメールにより応募資格確認審査結果通知書を通知する。
募集要項	8	11	第2章2.3(5)	現地確認	(5) 現地確認 <u>応募資格確認審査を通過した者</u> (以下「応募企業」という。)は、要求水準書別紙6、7、8及び9に記載する施設を、1日を上限に確認することができる。希望する場合は現地確	(5) 現地確認 <u>及び資料閲覧</u> <u>応募事業者で現場確認希望調書【自由様式】を提出した者</u> (以下「応募企業」という。)は、要求水準書別紙6、7、8及び9に記載する施設を確認することができる。なお、一部施

					認希望調書【自由様式】を提出するものとする。なお、一部施設は確認できない場合があるので、日程及び施設は委託者が指定する。	設は確認できない場合があるので、日程及び施設は委託者が指定する。 <u>現地確認及び資料閲覧は、令和8年6月12日から随時提出を受け付ける。また、現地確認及び資料閲覧のできる日は、令和8年8月28日までとする。</u>
事業者選 定基準	全体	全体		事業者選定基準中にある宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託を意味するもの	<u>本事業</u>	<u>本業務</u>
事業者選 定基準	5	5	第3章3.1(3) ク		<u>【新設】</u>	なお、事業者選定支援業務支援受託者とは以下のとおりである。 (宇城市ウォーターPPP導入可能性業務委託) ・株式会社日水コン (宇城市ウォーターPPP実施方針策定業務委託及び宇城市ウォーターPPP発注支援業務委託) ・アジア航測株式会社 ・鈴木法律事務所
事業者選 定基準	5	5	第3章3.1(3) ケ		本業務の <u>事業者選定委員</u> が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。	本業務の <u>宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託事業者選定委員会</u> （後述する 2.2

						の委員会と同じ)の委員が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。
事業者選 定基準	5	5	第3章3.1(4)	各企業の応募 資格要件	イ 改築業務の設計を担う者は、技術士(上下水道部門の水道及び工業用水道、下水道)の資格を有する者が1名以上在籍していること。「改築業務」の工事を担う者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、土木一式工事及び建築一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事及び電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、複数企業の場合は当該企業全体で上記の要件を満たすこと。	イ 改築業務の設計を担う者は、技術士(上下水道部門の水道及び工業用水道、下水道)の資格を有する者が1名以上在籍していること。「改築業務」の工事を担う者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、土木一式工事及び建築一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事及び電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、複数企業(協力企業を含む)の場合は当該企業全体で上記の要件を満たすこと。
事業者選 定基準	6	6	第4章4.2(3)	提案価格算出 方法の確認	応募事業者から提案された提案価格について、 <u>公募要領等</u> で示す前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかについて確認する。	応募事業者から提案された提案価格について、 <u>募集要項等</u> で示す前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかについて確認する。なお、
事業者選 定基準	8	8	第5章5.1	業務提案書の 評価の内容	提案価格に関しては、 <u>提案委託費を</u> 予め定める算定式に算入し「価格評価点」を決定する。その上で、委員会は「業務提案評価点」及び「価格評価点」を合算して「総合得点」を算定し、優先交渉権者を特定する。 【略】 得点化に当たっては、次項に記載する内容に	提案価格に関しては、予め定める算定式に算入し「価格評価点」を決定する。その上で、委員会は「業務提案評価点」及び「価格評価点」を合算して「総合得点」を算定し、優先交渉権者を特定する。 【略】 得点化に当たっては、次項に記載する内容に

					より行う。なお、提案審査対象となる応募事業者が1者であり、かつ、総合得点が 6割 未 満であった場合は、優先交渉権者として特定 しない。	より行う。なお、提案審査対象となる応募事 業者が1者であり、かつ、総合得点が 300 点未満であった場合は、優先交渉権者として 特定しない。						
事業者選 定基準	9	9	第5章5.2 (1)	評価項目	3. 水道施設関連業務に係る評 価 (50点) (9枚)	-	-	3. 水道施設関連業務に係る評 価 (50点) (9枚)	-	-		
					【略】	【略】	【 略 】	【 略 】	【略】	【略】	【 略 】	【 略 】
					保守管理 業務	・保守管理実施計画 (<u>・計画点検</u> ・ <u>巡 回点検</u> ・点検結 果に基づく維持 管理 ・計画的点 検・調査 ・計画 修繕 ・管路施設 維持管理など)	3	2 0	保守管理 業務	・保守管理実施計画 (<u>・日常点検</u> ・ <u>定 期点検</u> ・ <u>法定点 検</u> ・ <u>緊急点 検</u> ・点検結果に 基づく維持管 理 ・計画的点 検・調査 ・計画 修繕 ・管路施設 維持管理など)	3	2 0
					4. 下水道施設関連業務に係る 評価 (50点) (9枚)	-	-	4. 下水道施設関連業務に係る 評価 (50点) (9枚)	-	-		
					【略】	【略】	【 略 】	【 略 】	【略】	【略】	【 略 】	【 略 】
					保守管理	・保守管理実施計画	3	2	保守管理	・保守管理実施計画	3	2

					業務 (<u>・計画点検</u> <u>・巡回点検</u> <u>・点検結果に基づく維持管理</u> <u>・計画的点検</u> <u>・調査</u> <u>・計画修繕</u> <u>・管路施設維持管理</u> など)		0	業務 (<u>・日常点検</u> <u>・定期点検</u> <u>・法定点検</u> <u>・緊急点検</u> <u>・点検結果に基づく維持管理</u> <u>・計画的点検</u> <u>・調査</u> <u>・計画修繕</u> <u>・管路施設維持管理</u> など)		0		
事業者選 定基準	9	10	第5章5.2 (1)	評価項目	検針業 務、開閉 栓業務 ・ 検針異常時の対 応、事故防止、効 率化、サービスの 向上対策の具体 性	3	1 0	検針業 務、開閉 栓業務、 <u>量水器調</u> <u>達・交</u> <u>換・管理</u> <u>業務</u>	・ 検針異常時の対 応、事故防止、効 率化、サービスの 向上対策の具体 性	3 0		
事業者選 定基準	9	9	第5章5.2 (1)	評価項目	9. 改築工事業務に関する評価 (2 0点) (<u>12枚</u>)	-	-	9. 改築工事業務に関する評価 (2 0点) (<u>6枚</u>)		- -		
					<u>改築計画</u> <u>業務</u>	<u>・有資格者、配置人</u> <u>員の担当業務、緊</u> <u>急時の配置の具体</u> <u>性</u>	<u>6</u>	<u>1</u> <u>0</u>	【削る】	【削る】	【 削 る 】	【 削 る 】
					改築工事 業務	・有資格者、配置人 員の担当業務、緊 急時の配置の具体	6	1 0	改築工事 業務	・有資格者、配置人 員の担当業務、緊 急時の配置の具体	6	<u>2</u> <u>0</u>

						<ul style="list-style-type: none"> 性 ・保守点検及び健全度診断に基づく水道施設更新計画及び下水道ストックマネジメント計画への提案の具体性 ・施工計画、積算、工事の実施方針の具体性 				<ul style="list-style-type: none"> 性 ・施工計画、積算、工事の実施方針の具体性 						
事業者選 定基準	10	10	第5章5.2 (1)	評価点	評価点	業務提案評価点	-	4	0	0	評価点	業務提案評価点	-	4	0	0
						価格評価点	-	1	0	0		価格評価点	-	1	0	0
						合計	-	5	0	0		総合得点	-	5	0	0
事業者選 定基準	10	11	第5章5.2 (2) ア	業務提案評価 の得点化方法	<u>得点化に当たっては、以下の2段階をとる。【削る】</u>											
事業者選 定基準	10	11	第5章5.2 (2) ア(ア)	評価点の付与	<u>(ア) 評価点の付与 【削る】</u>											
事業者選 定基準	11	11	第5章5.2 (2) ア(ア)	評価点の付与	<u>なお、業務提案評価点は、小数点第2位まで 【削る】 求める。</u>											

事業者選 定基準	11	11	第5章5.2(2) ア(イ)	得点化	<u>(イ) 得点化</u> <u>「業務提案評価点」を次の算式により得点化</u> <u>する。</u> <u>「業務提案の得点」＝「業務提案評価点」(※</u> <u>小数点以下第2位を四捨五入)</u>	<u>【削る】</u>
事業者選 定基準	11	11	第5章5.2(2) イ	価格評価の得 点化方法	得点化に当たっては、以下の <u>2段階</u> をとる。	得点化に当たっては、以下の <u>3段階</u> をとる。
事業者選 定基準	11	11	第5章5.2(2) イ(ア)	評価点の付与	(ア) <u>評価点</u> の付与 下記の算定式 <u>で評価する。</u>	(ア) <u>提案価格の得点</u> の付与 下記の算定式 <u>により、収益的支出(水道・下</u> <u>水道)および資本的支出(下水道)のそれぞ</u> <u>れの区分において「提案価格の得点」を算出</u> <u>する。なお、提案価格は令和9年度から令和</u> <u>18年度の水道施設更新計画策定について</u> <u>は委託者が令和8年度に作成し、更新計画</u> <u>(原案)として本業務開始時に提供すること</u> <u>から「水道事業資本的支出提案限度額」は募</u> <u>集要項1.8(1)の上限額で提案すること。</u>
事業者選 定基準	11	11	第5章5.2(2) イ(イ)	最低制限価格 の設定	本業務委託においては、契約の内容に適合し た履行を確保するため最低制限価格を設定 する。最低制限価格は提案限度額に <u>10分の</u> <u>8</u> を乗じて得た金額とする。	本業務委託においては、契約の内容に適合し た履行を確保するため最低制限価格を設定 する。最低制限価格は提案限度額に <u>100分</u> <u>の87</u> を乗じて得た金額とする <u>(水道事業資</u> <u>本的支出提案限度額は除く。)</u> 。
事業者選 定基準	11	11	第5章5.2(2) イ(ウ)	得点化	<u>「価格評価点」</u> を次の算式により水道事業、 下水道事業それぞれ収益的支出と資本的支 出について得点化する。	<u>算出された各区分の「提案価格の得点」</u> を次 の算式により水道事業、下水道事業それぞれ 収益的支出と資本的支出について得点化す

						る。
事業者選 定基準	11	11	第5章5.2(2) イ(ウ)	得点化	「 <u>提案価格の得点</u> 」＝「収益的支出の水道と 下水道の <u>平均価格評価点</u> ×0.8＋資本的支 出の <u>水道と</u> 下水道の <u>平均価格評価点</u> ×0.2」 (※小数点以下第2位を四捨五入)	「 <u>価格評価点</u> 」＝「収益的支出の水道と下水 道の <u>平均提案価格の得点</u> ×0.8＋資本的支 出の下水道の <u>提案価格の得点</u> ×0.2」(※ 小数点以下第2位を四捨五入)
事業者選 定基準	12	12	第5章5.2(2) ウ	総合得点の評 価方法	「総合得点」＝「 <u>業務提案の得点</u> 」＋「 <u>提案 価格の得点</u> 」	「総合得点」＝「 <u>業務提案評価点</u> 」＋「 <u>価格 評価点</u> 」
提出書類 作成要領 及び様式 集(以下 「様式集」 という。)	全体	全体		様式集中にあ る宇城市上下 水道事業官民 連携包括業務 委託を意味す るもの	<u>本事業</u>	<u>本業務</u>
様式集	1	1	第1章1.2(1)	添付書類	注)構成企業で宇城市競争入札等参加資格者 である場合は、代表者が提出する(様式1- 6)「宇城市競争入札等参加資格者届出書」 にその旨記載されていれば、構成企業のう ち、該当するものは、本項アから <u>キ</u> の提出は 不要とする。	注)構成企業で宇城市競争入札等参加資格者 である場合は、代表者が提出する(様式1- 6)「宇城市競争入札等参加資格者届出書」 にその旨記載されていれば、構成企業のう ち、該当するものは、本項アから <u>オ</u> の提出は 不要とする。
様式集	2	2	第2章2.1(3)		<u>(様式4-4) セルフモニタリング計画</u>	<u>【削る】</u>
様式集	2	2	第2章2.1(3)		<u>(様式4-5) 見積内訳書</u> (本書は、原本 を1部提出。企業名ありの書類と共に)	<u>(様式4-4) 見積内訳書</u> (本書は、原本 を1部提出。企業名ありの書類と共に)
様式集	2	2	第2章2.1(4)		第4章4.3(1)オ 有価証券報告書等 <u>オ</u> <u>有価証券報告書等</u> を参照	<u>後述する</u> 第4章4.3(1)オ 有価証券報 告書等を参照

様式集	3	3	第4章4.3(1) イ(ア)	見積書	見積書(様式2-3)及び見積内訳書(様式4-5)は封筒(角2号 長さ33.2cm、幅24cm)に入れて封印すること。封筒の表には次の事項を記載すること。	見積書(様式2-3)及び見積内訳書(様式4-4)は封筒(角2号 長さ33.2cm、幅24cm)に入れて封印すること。封筒の表には次の事項を記載すること。				
様式集	4	4	第4章4.3(1) ウ	業務に関する 提案書(様式 3等)	なお、 <u>カラーの使用は必要最小限</u> とすること。	なお、 <u>カラーは華美にならない範囲での使用とする。</u>				
様式集	5	5	第4章4.3(2) イ		(10) 見積書(様式2-3)及び見積内訳書(様式4-5)	封筒に入れ、封印すること。 必要な表書きをすること。	1部	(10) 見積書(様式2-3)及び見積内訳書(様式4-4)	封筒に入れ、封印すること。 必要な表書きをすること。	1部
様式集	5	5	第4章4.3(2) イ		(12) 業務に関する提案書(様式3等)	A4版 ファイル 綴じ	1 6 部	(12) 業務に関する提案書(様式3等)	A4版 ファイル 綴じ	1 6 部
					(13) 事業に関する提案書(様式4等) (ただし、 <u>様式4-5</u> を除く)	(12)~(13)で合冊製本とする。			(13) 事業に関する提案書(様式4等) (ただし、 <u>様式4-4</u> を除く)	
様式集	5	5	第4章4.3(2)	注意点	全てのページに通しのページ番号をつけ、表紙の次に目次を添付すること。	全てのページに通しのページ番号をつけ、表紙の次に目次を添付すること。 <u>目次を1ページ</u>				

						<u>ジ目として附番すること。</u>																		
様式集	6	6	第4章4.3(2)	注意点	(業務提案書の構成) 中の <u>様式4-5</u>	(業務提案書の構成) 中の <u>様式4-4</u>																		
様式集			様式03	業務提案書記載要領表	<table border="1"> <tr> <td>7. 料金徴収・窓口関係業務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>窓口業務</td> <td>3</td> <td>様式 3- 7- 1</td> </tr> <tr> <td>検針業務、開閉栓業務</td> <td>3</td> <td>様式 3- 7- 2</td> </tr> </table>	7. 料金徴収・窓口関係業務			窓口業務	3	様式 3- 7- 1	検針業務、開閉栓業務	3	様式 3- 7- 2	<table border="1"> <tr> <td>7. 料金徴収・窓口関係業務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>窓口業務</td> <td>3</td> <td>様式 3- 7- 1</td> </tr> <tr> <td>検針業務、開閉栓業務、<u>量水器調達・交換・管理業務</u></td> <td>3</td> <td>様式 3- 7- 2</td> </tr> </table>	7. 料金徴収・窓口関係業務			窓口業務	3	様式 3- 7- 1	検針業務、開閉栓業務、 <u>量水器調達・交換・管理業務</u>	3	様式 3- 7- 2
7. 料金徴収・窓口関係業務																								
窓口業務	3	様式 3- 7- 1																						
検針業務、開閉栓業務	3	様式 3- 7- 2																						
7. 料金徴収・窓口関係業務																								
窓口業務	3	様式 3- 7- 1																						
検針業務、開閉栓業務、 <u>量水器調達・交換・管理業務</u>	3	様式 3- 7- 2																						
様式集			様式03	業務提案書記載要領表	<table border="1"> <tr> <td>9. 改築工事業務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>改築計画業務</u></td> <td><u>6</u></td> <td><u>様式</u> <u>3-</u> <u>9-</u> <u>1</u></td> </tr> <tr> <td>改築工事業務</td> <td>6</td> <td>様式 3- 9- 2</td> </tr> </table>	9. 改築工事業務			<u>改築計画業務</u>	<u>6</u>	<u>様式</u> <u>3-</u> <u>9-</u> <u>1</u>	改築工事業務	6	様式 3- 9- 2	<table border="1"> <tr> <td>9. 改築工事業務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【削る】</td> <td>【削る】</td> <td>【削る】</td> </tr> <tr> <td>改築工事業務</td> <td>6</td> <td>様式 <u>3-</u> <u>9</u></td> </tr> </table>	9. 改築工事業務			【削る】	【削る】	【削る】	改築工事業務	6	様式 <u>3-</u> <u>9</u>
9. 改築工事業務																								
<u>改築計画業務</u>	<u>6</u>	<u>様式</u> <u>3-</u> <u>9-</u> <u>1</u>																						
改築工事業務	6	様式 3- 9- 2																						
9. 改築工事業務																								
【削る】	【削る】	【削る】																						
改築工事業務	6	様式 <u>3-</u> <u>9</u>																						

様式集		様式03	業務提案書記 載要領表	10. 危機管理対応業務 事前対応、災害発生時、 事故時の対応	6	様式 3- 10 -1	10. 危機管理対応業務 事前対応、災害発生時、 事故時の対応	3	様式 3- 10 -1
様式集		様式3-2-3		様式3-2-3 地域貢献			様式3-2-4 地域貢献		
		様式3-3-2		1. 保守管理実施計画（ <u>・計画点検</u> <u>・巡回点検</u> ・点検結果に基づく維持管理・計画的点検・調査・計画修繕・管路施設維持管理など）について具体的に記述してください。			1. 保守管理実施計画（ <u>・日常点検</u> <u>・定期点検</u> <u>・法定点検</u> <u>・緊急点検</u> ・点検結果に基づく維持管理・計画的点検・調査・計画修繕・管路施設維持管理など）について具体的に記述してください。		
様式		様式3-4-1		<u>【新設】</u>			<u>2. アドバイザリー実施計画（・モニタリング計画</u> <u>・KPI管理</u> <u>・緊急時対応など）</u> について具体的に記述してください。		
様式		様式3-4-2		1. 保守管理実施計画（ <u>・計画点検</u> <u>・巡回点検</u> ・点検結果に基づく維持管理・計画的点検・調査・計画修繕・管路施設維持管理など）について具体的に記述してください。			1. 保守管理実施計画（ <u>・日常点検</u> <u>・定期点検</u> <u>・法定点検</u> <u>・緊急点検</u> ・点検結果に基づく維持管理・計画的点検・調査・計画修繕・管路施設維持管理など）について具体的に記述してください。		
様式集		様式3-7-2		様式3-7-2 検針業務、開閉栓業務			様式3-7-2 検針業務、開閉栓業務、 <u>量水器調達・交換・管理業務</u>		
様式集		様式3-7-2		1. 検針異常時の対応、事故防止、効率化、サービスの向上対策について具体的に記述してください。			1. <u>検針</u> 、 <u>検針異常時の対応</u> 、 <u>開閉栓</u> 、 <u>事故防止</u> 、 <u>量水器調達・交換・管理</u> 、 <u>効率化</u> 、 <u>サービスの向上対策</u> について具体的に記述し		

						てください。
様式集			様式3-7-4		様式3-7-4 <u>立入検査等対応業務、見学者等対応業務</u>	様式3-7-4 <u>給水装置工事業務、排水設備工事業務</u>
様式集			様式3-7-4		1. <u>立入検査等対応業務、見学者等対応業務</u> 内容について具体的に記述してください。	1. <u>給水装置工事業務、排水設備工事業務</u> 内容について具体的に記述してください。
様式集			様式3-8-1		1. 有資格者、配置人員の担当業務、 <u>緊急時の配置と</u> 計画策定方針について具体的に記述してください。 <u>【新設】</u>	1. 有資格者、配置人員の担当業務、計画策定方針について具体的に記述してください。 2. <u>保守点検及び健全度診断に基づく水道施設更新計画及び下水道ストックマネジメント計画への提案方法について具体的に記述してください。</u>
様式集			様式3-8-2		1. 有資格者、配置人員の担当業務、 <u>緊急時の配置と</u> 計画策定方針について具体的に記述してください。 <u>【新設】</u>	1. 有資格者、配置人員の担当業務、計画策定方針について具体的に記述してください。 2. <u>保守点検及び健全度診断に基づく水道施設更新計画及び下水道ストックマネジメント計画への提案方法について具体的に記述してください。</u>
様式集			様式3-9-1		<u>様式3-9-1</u>	<u>【削る】</u>
様式集			様式3-9-2		<u>(様式3-9-2)</u>	<u>(様式3-9)</u>
様式集			様式3-9-2		<u>様式3-9-2</u> 改築工事業務	<u>様式3-9</u> 改築工事業務
様式集			様式4-4		<u>様式4-4</u>	<u>【削る】</u>
様式集			様式4-5		<u>【様式4-5】</u>	<u>(様式4-4)</u>